

○筆界特定がされた結果はどのように公開されるのですか？また、登記記録において公示されるのですか？

(情報番号 1406 全1頁)

1 筆界特定の対象となった土地の所在地を管轄する登記所において筆界特定書が保管され、公開されます。

筆界特定手続記録(事案ごとに筆界特定に関するすべての記録をまとめた記録)のうち、筆界特定書及び政令で定める図面については、閲覧及び写しの交付の請求をすることができます。

筆界特定手続記録のうち、筆界特定書及び政令で定める図面以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限り、閲覧をすることができます。

これらの写しの交付又は閲覧については、手数料を登記印紙で納付する必要があります。

筆界特定書の全部又は一部の写しの交付についての手料金は、1通につき550円ですが、1通の枚数が50枚を超えるものについては、その超える枚数50枚までごとに100円が加算されることとなります。

政令で定める図面、すなわち、筆界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面の交付についての手料金は、1図面につき450円です。

筆界特定手続記録の閲覧についての手料金は、1手続に関する記録につき400円です。

2 筆界特定がされた場合、その旨が双方の対象土地の登記記録に記録され、公示されることとなります。したがって、土地の登記記録をみれば、過去にその土地を対象土地とする筆界特定がされたことが分かることとなります。